

平成 29 年 7 月 10 日

企業会計基準委員会 御中

マイルストーンキャピタルマネジメント株式会社
代表取締役社長 浦谷元彦

実務対応報告公開草案第 52 号

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い(案)」
に対するコメント

このたび公表されました実務対応報告公開草案第 52 号「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い(案)」(以下「本公開草案」という。)に対して、以下のとおり意見を申し上げます。

質問 1 (ストック・オプション会計基準に含まれることに関する質問)

本公開草案では、対象とする権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引が、ストック・オプション会計基準第 2 項(4)に定める報酬としての性格を持つと考えられるため(実務対応報告公開草案第 17 項から第 23 項を参照)、当該権利確定条件付き有償新株予約権は、企業が従業員等から払い込まれる金銭の対価及び従業員等から受ける労働や業務執行等のサービスの対価として付与するものと整理し、ストック・オプション会計基準第 2 項(2)に定めるストック・オプションに該当するものと提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

【意見の概要】

本公開草案の提案に同意しない。

【意見の理由】

当社は純投資目的で新株予約権の引き受けを行っている投資家であるが、有償発行される新株予約権を引き受ける行為そのものは、報酬ではなく投資活動である。

当社のような投資家は、企業から提示を受けた新株予約権に設定された諸条件を吟味し、当該企業への投資の可否を検討する。この際、仮に当社が引き受ける新株予約権と概ね同内容の新株予約権を役員・従業員に対して付与したとしても、その発行価額(払込価額)が適正な時価である限り、そこに報酬性はないものとする。

新株予約権に限らず株式など他の金融商品にも言えることではあるが、有価証券の発行時においては、公正な価額(時価)よりも割安な価格で発行されるケース(所謂ディスカウント発行)があり、このようなケースであれば、企業が割当先である新株予約権者に対して当該ディスカウント分の利益を供与していることから、これが報酬に該当することは容易に理解できるが、新株予約権を時価で売買している限りにおいては、そこに報酬と言

う概念が生じることには違和感を禁じ得ない。新株予約権には一般的に市場価格が存在しないため、第三者がその時価を把握することは困難な場合も多いが、新株予約権の発行実務として、その時価を算定して検証するというプロセスは一般化していることもあり、有償新株予約権を発行している企業の多くもそれを認識していると思われる。本件のような議論を行う際には、新株予約権に対する投資行為という概念を理解いただく必要があろうと考える。

なお、もちろん、割当対象者が役員や従業員のように企業内部の者である以上は、当該発行条件（上記の発行価額の論点も含む）が適正な検討プロセスにて決定されているかを確認する必要はあると考えるが、これは会計基準の論点ではなく、法制度や取引所規則等の諸規則にて規定すれば足りるものとする。

質問2（会計処理に関する質問）

本公開草案では、権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引の会計処理について、上記のように、基本的にストック・オプション会計基準及びストック・オプション適用指針に準拠した取扱いを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

【意見】

本公開草案の提案に同意しない。

【理由】

有償新株予約権を付与する取引の投資行為という性質に鑑みると、これをストック・オプション会計基準に準じた取扱いを行うべきではないと考える。

質問3（注記に関する質問）

本公開草案では、権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引の開示について、上記のように、ストック・オプション会計基準及びストック・オプション適用指針に準拠した取扱いを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

【意見】

本公開草案の提案に同意しない。

【理由】

有償新株予約権を付与する取引の投資行為という性質に鑑みると、これをストック・オプション会計基準に準じた取扱いを行うべきではないと考える。

質問4（適用時期及び経過措置に関する質問）

本公開草案の適用時期等に関し、公表日以後適用するとの提案、及び、公表日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引について、上記のように一定の事項を注記した上で、従来採用していた会計処理を継続することができるとの提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

【意見】

本公開草案の提案に同意する。

質問5（その他）

その他、本公開草案に関して、ご意見があればご記載ください。

【意見】

適用対象として想定している取引の要件の必須項目を明らかにすべきである

本公開草案では、適用対象とする取引の範囲を第2項にて「概ね次の内容で」として複数の要件を列挙しているが、それぞれの項目のうち特に重視する要素があれば、明示すべきである。

最終的には、財務諸表作成者である企業側での実態判断の要素があることは理解しているが、現状案のように多くの項目を並列的に定められた場合、このうち一部を満たし一部を満たさない取引が発生した場合に、実務対応報告が意図している取引の範囲を必要以上に拡大解釈がなされてしまう可能性もあり、実務上の混乱の原因となりかねないと考えられる。例えば、企業外部の投資家を引受先とした場合であって、勤務条件が付されないことを除けば第2項の全ての要件に該当してしまう可能性すらある。このような適用範囲の曖昧な定義付けは、当社のような投資家の地位や新株予約権への投資行為そのものの位置付けを誤解させることにもつながりかねない。そこで、例えば、企業の役員又は従業員を対象としていることや、労働の対価として付与したものであることなど、実務対応報告の適用範囲を検討するための必須要件があれば、それを明示すべきである。

なお、前述のとおり、当社は新株予約権を中心として上場企業に対して投資を行っているが、投資先企業、特にその経営陣に対しては、株式ないし新株予約権を保有することにより投資家との利害を一致させる環境を構築することを推奨している。それは、経営者は、自身も投資家として資本参加することで投資家目線を強く意識付け、より業績向上に対して強いインセンティブを付加すべきと考えるからである。

質問1でも記載したとおり、本公開草案の提案は、新株予約権に対する投資するという制度そのものを理解せずに誤った認定をするものであり、ひいては企業が想定していなかった報酬取引へと見做されることにより株式報酬費用が計上され、導入企業の業績悪化を招くおそれがあるというのは、投資家の視点からの意見として、妥当なものとは思えない。

以上